

令和8年度鳥取県次代の文化芸術を担う人材育成事業補助金

レベルアップ支援事業 募集要項

1 趣 旨

若年層の文化芸術活動を支援することにより、県内の文化芸術活動の活性化を図るとともに、新たな文化芸術の創造へつなげ、将来にわたり本県の文化芸術活動を担う人材を育成することを目的として、鳥取県次代の文化芸術を担う人材育成事業補助金(レベルアップ支援事業)の交付を希望する団体を募集します。

※令和8年度における本事業の実施は、令和8年2月定例県議会における予算の成立を条件とします。

2 募集する取組

1 補助事業の内容	文化芸術団体(部活動を含む)が高校生以下の者に対して行う、文化芸術活動のレベルアップのために外部講師を招へいして行う講座、講習会、クリニック等で、参加者が2名以上のもの。 ※高校生以下には、令和8年4月2日から令和9年4月1日の間に18歳以下の年齢に到達する者を含みます。 ※外部講師とは、参加者が臨時的に指導を受ける者を指し、恒常的に指導を受けている者は該当しません。 ※事業を実施した際、実際に2名以上の参加があることが必要です。
2 補助対象者	鳥取県内に活動の本拠を置く文化芸術団体(学校の部活動も含む) ※生業として開設されている「おけいこ教室」等、営利目的の団体は除きます。
3 補助対象経費	会場使用料及び付帯設備費並びに講師・指導者に係る経費(謝金、交通費及び宿泊費)
4 補助率・上限額	10/10(上限額10万円) ※1申請者あたりの年間交付上限額は10万円とします。 (上限額以内であれば複数回申請できます。) ※補助金の額は、千円未満の端数を切り捨てた額とします。

※詳細は、文化政策課ホームページにて、鳥取県次代の文化芸術を担う人材育成事業補助金交付要綱をご確認ください。

3 申請方法

申請は予算の範囲内で随時受け付けます。ただし、予算の状況により、年度中途であっても、新規申請の受付を終了する場合があります。

(1) 申請に必要な書類

鳥取県補助金等交付規則及び鳥取県次代の文化芸術を担う人材育成事業補助金交付要綱に基づき、事業開始の20日前までに以下の書類をご提出ください。

- ア 交付申請書
- イ 実施計画書
- ウ 収支予算書
- エ 申請者活動状況調べ(過去3年間程度の主な活動実績・受賞歴をなるべく詳しく記入すること。)
- オ その他申請事業の参考となる資料

(2) 申請書類の入手方法

各様式は、文化政策課のホームページからダウンロードできます。インターネットを利用できない方は、「5 窓口・問合せ先」へご相談ください。

(3) 申請書類の提出方法

文化政策課まで持参、郵送、電子メール、又は「とっとり電子申請サービス」により提出してください。

※電子メールの場合、万が一、容量やセキュリティの関係で受信できない場合に備えて、メール送信後、メールが確実に受信されていることを、必ず電話で確認してください。

(4) 補助対象事業の決定について

文化政策課において審査を行い、補助金交付の可否を決定します。

4 その他留意事項

本補助金に係る事業の「完了」とは、事業本体とその精算業務が終了することを指します。事業本体が終了したら、速やかに精算手続きを行い、実績報告をしてください。

5 窓口・問合せ先

申請方法、対象事業の要件、対象経費など、ご不明の点がございましたら、以下までお気軽にお問い合わせください。

鳥取県地域社会振興部文化政策課

住所 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220(鳥取県庁本庁舎6階)

電話 0857-26-7843 / ファクシミリ 0857-26-8108

電子メール bunsei@pref.tottori.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/jidai/>

